

地域における患者情報共有システム充実事業補助金の募集について

地域医療構想の策定により、各医療機関の機能分化が進んでいくなか、それら機能分化された医療機関間の病床を有効に活用し、急性期から回復期、慢性期、在宅への円滑な患者の移行（受け渡し）を行うためには、ICT（情報通信技術）を活用した医療機関間の更なる情報連携を進めていく必要があります。

このたび、医療介護推進基金（医療分）を活用し、県内の患者情報共有システムの構築を促進し、より多くの県民が情報連携の恩恵を受けられることを目指し、患者情報共有システムの参加医療機関の拡大を支援します。

1 補助対象団体

患者情報共有システムにより患者情報を提供する医療機関等

（ただし、これまでに当該事業に類する事業で地域医療再生基金事業等により何らかの補助金を受けた医療機関等は対象外とします。）

2 補助対象事業

連携する医療機関に対する患者情報開示を行うため、サーバー等本体購入費、及び導入作業の費用、また電子カルテ、画像保管伝送システム(PACS)等から患者情報システムへ情報出力を行なうための接続費用

3 補助対象経費

サーバー（ゲートウェイサーバー、アップローダーシステム）購入に要する経費、自院の電子カルテ情報を提供するためのサーバーと電子カルテとの接続に必要な経費

補助対象経費	補助対象外経費
① ゲートウェイサーバー又はアップローダーシステム本体、その導入のための作業費用	① 電子カルテシステム本体等、電カルシステム導入経費
② 電子カルテ、画像保管伝送システム(PACS)等から患者情報システムへ情報出力を行なうための接続費用	② アップローダー専用端末の費用
	③ 院内のネットワークの変更にかかる費用（スイッチの設定変更等）
	④ アップローダー用インターネット回線の初期費用及び月額費用
	⑤ 利用者端末費用 など

4 補助率 1／2（限度額 5,000千円）

5 申請受付期限

令和8年10月30日（金）まで

別紙の採択基準により選定することとしています。

※申請書等の情報

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp>）からご確認願います。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 医療 > 医療・保健衛生 > 患者情報システム拡充事業

（問い合わせ・申請先）

兵庫県保健医療部医務課企画調整班（医療体制担当）伊東 Masaki_Ito@pref.hyogo.lg.jp